

法文化学会第 26 回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第 26 回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第 26 回研究大会準備委員会
2024 年 10 月 10 日

記

日 時： 2024 年 11 月 16 日（土） 9：50 開始

場 所： 東洋大学白山キャンパス・2 号館 16 階 スカイホール
※当日は、8 号館門からご入構ください。

住 所： 〒112-0001 東京都文京区白山 5 丁目 28-20

大会参加費： 1,000 円

昼 食： 当日はお弁当などの手配は致しません。
学内に複数ある学生食堂をご利用ください。

懇親会： 東洋大学白山キャンパス・4 号館 1 階 Steller（ステラ）

懇親会費： 5,000 円

※大会参加費と懇親会費は、当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先： 大会準備責任者・周圓（03-3945-4968・研究室直通）までお願いします。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、090-6086-4847（事務局・坂井携帯）までお願いします。

大会日程表

(11月16日(土)、東洋大学白山キャンパス・2号館16階 スカイホール)

9:50～10:00 開会挨拶・開催校挨拶・趣旨説明

テーマ報告 「異文化との邂逅と法」

10:00～10:40 テーマ報告①： 井上 貴也 (東洋大学)
「経済の成熟化と会社法における価値概念の邂逅」
10:50～11:30 テーマ報告②： 周 圓 (東洋大学)
「近世国際法学説に見られる西洋と東洋の邂逅」

< 11:40～13:00 昼休み(理事会開催) >

13:00～13:20 総会

13:20～14:00 テーマ報告③： 前田 星 (広島修道大学)
「近世ドイツにおける魔女裁判手続論
—大学法学部の学位論文・討論録を中心として—」
14:10～14:50 テーマ報告④： 藪本 将典 (慶應義塾大学)
「父権は「人の法 statut personnel」か「物の法 statut réel」か
—旧体制期フランスにおける法衝突問題：ブルノワ＝ブイエ論争を素材として—」

< 15:00～15:10 休憩 >

15:10～15:50 テーマ報告⑤： 渡辺 理仁 (一橋大学)
「ビザンツ法を再生する手がかりとしてのドイツ法学
—ギリシア王国におけるビザンツ法再受容に際して—」
16:00～16:40 テーマ報告⑥： 吉田 聡宗 (一橋大学)
「ボナール遺言事件
—アメリカにおける動物保護団体への寄附をめぐって—」
16:50～17:30 テーマ報告⑦： 後藤 武秀 (東洋大学)
「日本統治時期台湾における死者所有の観念と生者所有の観念との邂逅」
17:40～17:50 閉会挨拶

< 18:00～19:40 懇親会 >

参加の申込方法

当日ご来場予定の方は、下記のリンクないし QR コードから参加登録をお済ませ下さい。参加申込みは、10 月 31 日(木)までにお済ませ下さいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

Google フォーム URL

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdsufF5kh-vXM2Z2Fom3AxosJzZ07w9rvkOdgstBe5gNRRogA/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0>

Google フォーム QR コード



法文化学会第 26 回研究大会報告要旨

テーマ報告①

経済の成熟化と会社法における価値概念の邂逅

井上 貴也（東洋大学）

近年、会社法分野では、たとえば、SDGs のように法規範ではないけれども私たちや企業の行動を規律する法準則が出現してきた。加えて、企業活動についてはコンプライアンスの徹底が叫ばれるようになった。従来の会社法の分野では会社は営利を追求するものと捉え、株主利益の最大化を図ることをその目的とされた。一方、最近の議論では、会社の法規範にこれとは異なる諸問題（環境問題、ジェンダー問題、人権問題等）を、法体系の中でどのように取り込み、それをルール化するのが課題となっている。株主利益と対立する概念を、会社法規範の中でどのように構築し直すのか。はたまた、狭義の「法律」（国会制定法）を離れて、業界の自主規制や上場基準（いわゆる、ソフト・ロー等）に依拠するスタイルより法規整することについても議論がなされている。

本報告では、社会経済構造の変革により会社法が多様な価値をどのように採り入れ、その変革とどのように折り合いを付けているのかについて検討を試みたい。

テーマ報告②

近世国際法学説に見られる西洋と東洋の邂逅

周 圓（東洋大学）

近代国際法の発展史をめぐる研究においては、19 世紀中葉以降欧米列強による東アジアへの進出に伴い、当該地域の伝統的国際秩序が崩壊し、東アジア諸国（あるいは諸民族）がそれぞれ近代的国際法・国際関係の体系へと吸収され、かつ、その体系における辺縁的存在の地位を甘んじざるをえなかったとするのが一般的な見解とされている。しかし、ここでは、その前時代、すなわち近世にあってすでに、東アジアを訪れた宣教師や商人、探検隊、使節等の見聞ないし現地の統治者や人民と接触した事例は欧米にも広く伝わっており、国際法を扱う著述には東アジアの諸国・諸民族に関する言及が頻出し、それらの法的地位をめぐる考察も散見される状況にあったことはさほど考慮されていないようにも思える。

本報告は、フーゴー・グロティウス、ザムエル・プーフェンドルフ、クリスティアン・ヴォルフ、ヘンリー・ホイートンなど、17 世紀から 19 世紀前半にかけて近代的国際法の確立と発展に寄与した法学者による著述および他の関連文献を対象とする。その中でなされた東アジア諸国に関する記述と議論を比較分析し、それらをめぐる個々の法学者の認識

を考察するとともに、近世ヨーロッパの国際法学における東アジア諸国の法的な位置づけがどのようなものであったか検討する。この作業を通じ、近世における国際法学説の発展についての理解をより全面的なものとするのみならず、法思想史の視座から近現代国際法の特質を解明していく一助としたい。

テーマ報告③

近世ドイツにおける魔女裁判手続論 — 大学法学部の学位論文・討論録を中心として —

前田 星（広島修道大学）

近世ドイツにおいて魔女であることは、神に背くことであると同時に、世俗の裁判所で裁かれるべき「犯罪」であった。16世紀から18世紀にかけてピークを迎えた魔女裁判は、近世刑事法学の枠組みを利用しながら(そしてしばしばそれらを乗り越えつつ)遂行されたものであり、これは近世に特徴的な展開である。それ故、裁判の拡大や終焉も、法学内部で行われた議論を抜きに考えることはできない。

他方で、近世の魔女裁判をめぐる議論には、法専門家以外の多くの専門家（例えば聖職者や医師など）が参加し、魔術や悪魔、魔女裁判についての多様な議論が交わされた。法学の専門家たちによる議論もまた、こういった悪魔学的議論の影響を受けながら、現代においては必ずしも純粋に「法学的」とはみなされないような議論を含みつつ展開されていたのである。

本報告ではその一端として、17世紀末から18世紀の学位論文・討論録を史料としながら、大学法学部内での魔女裁判に関する議論を取りあげ、そこにあらわれる悪魔学的要素を紹介する。そして、それらの要素が近世刑事司法とどのように関わっていたのかを明らかにし、その中でどのような意味合いを持ちえたのかを考察したい。

テーマ報告④

父権は「人の法 statut personnel」か「物の法 statut réel」か？ — 旧体制期フランスにおける法衝突問題：ブルノワ＝ブイエ論争を素材として —

藪本 将典（慶應義塾大学）

フランス民法典の起草者ポルタリスをして、法典編纂を「成文法と慣習法の和解」と言わしめた、旧体制期フランスの法状況は、南仏「成文法地域」と北仏「慣習法地域」に二分されていた。

こうした、いわば法の分断とも言える状況を前提としつつ、16世紀以降のフランス慣習

法学の隆盛と相俟って、実務家・法学者の関心を大いに惹きつけたのが、南北での法衝突問題である。この古くて新しい問題は、バルトルスの条例理論を受け継いだ、ダルジャントレ（Bertrand d'Argentré, 1519-1590.）の法規分類説にしたがって議論され、個別の論点をめぐって様々な見解に分かれた。例えば「父権 *puissance paternelle*」をめぐっては、これを認める南仏慣習法と、そもそも、そうした規定を持たない北仏慣習法との間で、父が子に及ぼす諸権利の内容をそれぞれ「人の法 *statut personnel*」／「物の法 *statut réel*」いずれに位置付けるか、という精妙な議論の展開と錯綜が特徴的である。

そこで、本報告では、旧体制期のいわゆる「アレティスト *arrêtists*」（判例註解者）の代表的な見解として、父権をめぐるブルノワ（Louis Boullenois, 1680-1762.）とブイエ（Jean Bouhier, 1673-1746.）との論争を取り上げ、フランス慣習法学における法衝突問題の到達点について、その一端を俯瞰してみたい。

テーマ報告⑤

ビザンツ法を再生する手がかりとしてのドイツ法学 — ギリシア王国におけるビザンツ法再受容に際して —

渡辺 理仁（一橋大学）

オトン 1 世下での 1835 年の勅令は、ギリシア王国民法典の公布までの間、ビザンツ法（「バシリカ」）の解釈書であるハルメノプロスの『ヘクサビブロス（Hexabiblos/Ἑξάβιβλος）』を現行法とすることを命じた。オスマン帝国への対抗や国家統一の必要性から再受容されることとなったビザンツ法は、しかし当時から 19 世紀の社会との不調和を指摘されており、更には『ヘクサビブロス』に言及される法をどこまで遡りうるのかという範囲も不明瞭であった。

そうした状況に対し、当時のギリシアの法律家たちの採った解決策の一つは、ローマ法に関する論文を翻訳して受容することであり、後にはヴィントシャイトやデルンブルヒの著作も相次いでギリシア語訳された。この文脈の中でドイツ法は、異国の法としてよりもむしろ同時代において最もローマ法に忠実な法としての側面から理解され、ギリシア王国がビザンツ時代の法伝統を継ぐ上での貢献を果たすことになった。

本報告では、こうしてギリシア語訳された著作の中で最初期のものである、マッケルディ（Ferdinand Mackeldey）の手による『ローマ法教科書（Lehrbuch des römischen Rechts/Εγχειρίδιον του Ρωμαϊκού Δικαίου）』を題材として取り上げる。この著作には、ゲオルギオス・ラレス（Georges Rallis/Γεώργιος Πάλλης）による翻訳に際して、「市民法大全」の法文への言及に「バシリカ」への対応箇所が追加されており、「バシリカ」をギリシア王国の現行法として用いる意図が見て取れるものであるが、それぞれの個所で言及される「バシリカ」法文理解は『ヘクサビブロス』の各規程と整合するものだったのだろうか。法分野毎の検討を加えた上で、現行法であるギリシア民法典においていずれかの要素が残存しているかを分析する。

テーマ報告⑥

ボナール遺言事件 — アメリカにおける動物保護団体への寄附をめぐる —

吉田 聡宗（一橋大学）

1870年代のニューヨーク州における動物保護団体への多額の資産の遺贈に関する事件を検討対象として、アメリカにおける動物法文化の展開を考察する。アメリカ動物法文化の特徴のひとつに、多額の寄附金に財政的に支えられた民間の動物保護団体が重要な法の担い手となっていることがある。この法文化が形成され、定着する過程では様々な出来事が起きた。そのひとつが、ルイ・ボナールの遺言をめぐる事件である。彼はフランス出身でアメリカに帰化した毛皮商であり、全資産を全米動物虐待防止協会に遺贈するという遺言を作成した。彼の死後に、遺言の効力が争われることとなったのが、当該事件である。争点のひとつは、ボナールが輪廻転生を信じていたことが遺言能力に影響を与えるか否かであった。この事件が契機となって同団体の財産取得に関する権限を拡張する州法が制定され、同団体は当該遺産を元手に不動産を購入することが可能となるなど、その後の活動の礎が築かれた。

テーマ報告⑦

日本統治時期台湾における死者所有の観念と生者所有の観念との邂逅

後藤 武秀（東洋大学）

日本が台湾を領有するようになった19世紀末、統治当局である台湾総督府は領有翌年の1896年4月1日から民政を実施し、法治主義を行なうべく、日本内地の法制度を持ち込んだ。所有権についても個人所有もしくは共有という近代民事法上の所有権観念を持ち込み、これによって台湾の慣習上の土地所有を規制しようとした。ところが、台湾にはこのような所有権観念に馴染まない土地が存在していた。祭祀公業と呼ばれた土地がこれであり、もっぱら祖先らの祭祀の費用を支弁するための原資となる土地である。台湾の人々の観念ではこのような土地は、死去する前に祖先らが祭祀を目的として相続対象外の土地としたものであり、その所有権者は死去した祖先らであるということであった。しかし、権利の享有は出生に始まり死亡をもって終わるとする近代法の観念を徹底するとき、死者が所有権者であるという観念は認めるわけにはいかなかった。そのために統治当局は様々な理論的検討を経て、これを生者所有の観念の枠組みの中に整序しようとした。とはいえ、祭祀公業が変質すると祖先らの祭祀という台湾の人々の文化が消滅ないしは変質するおそれがあることから、これに対する抵抗も大きなものがあつた。本報告では、所有観念の対立と、祖先祭祀という文化の変容について論じる。

東洋大学白山キャンパスまでのアクセス

最寄駅

- 白山駅（都営地下鉄三田線）
徒歩 5 分
- 千石駅（都営地下鉄三田線）
徒歩 8 分
- 本駒込駅（東京メトロ南北線）
徒歩 5 分
- 千駄木駅（東京メトロ千代田線）
徒歩 15 分



研究大会及び懇親会会場



昼食にご利用いただける学生食堂

- 6号館地下1階 フードコート／3号館地下1階 丸亀製麺
- 8号館地下1階 伝説の三丁目食堂／8号館1階 SUBWAY